

第6章 生きる支援関連施策

生きる支援関連施策は、「庁内の事業」と「地域の事業」からなります。

「庁内の事業」は、本市が行っている事業の中から、自殺対策の視点で「生きることの包括的な支援」に資する取組を抽出したものです。

「地域の事業」は、自殺対策連絡会を構成している関係機関で行っている事業を、自殺総合対策大綱に準じて分類したものです。

1 庁内の事業

(1) 庁内における生きる支援関連施策一覧

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別						
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり
市長室	広報課	1	基本	広報よこすかの発行	行政に関する情報・生活情報を市民に周知するため広報紙を編集・発行する。				○			
		2	基本	横須賀市民便利帳の発行	行政のしくみや役所における各種手続き方法、助成制度などの情報の他、暮らしに役立つ生活情報等を掲載した住民ガイドブックを発行する。				○			
		3		市長定例記者会見	首長が行政施策の発表を行うことで、メディア等を通じて行政の情報がより効果的に報道されることが期待され、行政と住民との情報共有を促進し、住民とのパートナーシップに基づく行政運営となる。				○			
		4	基本	市ホームページへの情報掲載	市ホームページへ対策事業を掲載することで、情報が市民の目に触れる機会を増やす。				○			
		5	基本	ツイッターによる情報発信	若者層になじみの深いツイッターを活用し、各種相談会の案内や啓発を行う。				○			
地域安全課		6	基本	犯罪被害者等総合相談窓口の運営	犯罪被害者等の相談を受け、内容に応じて関係機関や市役所内の関係部署と連携して、相談者の負担を軽減できるようにする。	○					○	○
		7		交通安全教室の実施	保育園、幼稚園、小学校へ交通安全教室を実施している。また、交通安全教室指導員を育成し、交通安全対策を実施する。				○	○		○
		8		防犯カメラ設置及び街路防犯灯等の管理	市民・自主防犯組織等を対象に、犯罪の発生を抑制するため、市民協働による防犯施策を展開し、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。							○

第6章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別								
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり		
政策推進部	都市政策研究所	9		総合計画評価事業	横須賀再興プラン(実施計画)において最重点施策の一つに掲げた「日常生活や将来に不安を抱える方々への支援」の充実に向けて、計画の進行管理を行う。									○
総務部	総務課	10		各種統計調査	各種統計調査を実施し、その結果を公表する。									○
	人事課	11		健康相談、保健指導	医師、産業カウンセラー、臨床心理士、栄養士、保健師による健康相談・指導を実施する。					○				
		12		職員研修(職員向け)	産業カウンセラー、保健師を講師とするメンタルヘルスに関する研修を実施する。(新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修)					○				
		13		職員研修(同和・人権等)	同和・人権・ゲートキーパー研修等 職員の知識・資質向上研修を実施する。メンタルヘルスに関する研修への派遣を行う。					○				
財政部	契約課	14		契約事務	市内業者を優先とした入札制度の運用を行う。								○	
観光部 文化スポーツ	文化振興課	15		市民文化活動推進事業	市民文化祭の開催、組曲「横須賀」演奏会の開催、市民音楽のつどいの開催、市民合唱のつどいの開催、カジュアルコンサートの開催を行う。								○	
	商業振興課	16		商業振興対策事業	市民生活の利便性の向上、地域経済の活性化及び地域コミュニティの核となる商店街の組織力の強化や振興を図るため、商店街団体を対象にした諸施策を行う。								○	
渉外部	国際交流課	17		外国人生活支援事業	外国人を対象に、6言語で日常生活についての相談を行う生活相談、日常生活に必要な基礎的な日本語を教授する日本語会話サロン、防災意識の啓発を行う防災講座を行う。	○		○	○				○	
		18		文化交流事業	日本人と外国人の子どもを対象に、ゲーム等を通じた交流を行うキッズ・フェスティバル、市民及び外国人を対象に、日本文化の体験を中心とした交流を行う日本文化体験教室及びジャパンフェスティバル イン よこすかを開催する。								○	
		19		国際ユースフォーラム	姉妹都市の高校生と市内高校生が交流する国際ユースフォーラムを開催する。									○
		20		外国語情報発信事業	外国人を対象に、英語版情報紙の発行、日英併記の生活ガイドブックの配布、ホームページ自動翻訳サービスなど、多言語による情報提供を行う。				○					○
税務部	納税課	21	重点	納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	○								

第6章

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
市民部	市民生活課	22	重点	中国残留邦人等生活支援事業	中国残留邦人等の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、生活支援等を行う。また、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	○	○	○					
		23		東日本大震災被災者支援事業	全国避難者情報システム及び原発避難者特例法に基づく避難者情報を管理するとともに、避難者への情報提供等を行う。	○		○					○
		24		戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事業	戦没者遺族、旧軍人、引揚者等の援護に関して、特別弔慰金等を交付する。		○						
		25		更生保護推進助成事業	犯罪及び非行の予防を目的し、罪を犯してしまった人の立ち直りを支える更生保護団体の助成等を行う。				○				○
		26		市民生活相談	市民の日常生活における民事問題などについて、市民相談室職員が相談に応じる。	○							
		27		特別相談（専門家による相談）	弁護士、税理士などの専門家による、市民を対象とした民事問題の相談業務を行う。	○							
		28		まちづくり出前トーク	市民からの依頼で、市の職員が市民が用意した会場に出向き、市民と直接意見交換を行う。				○				○
		29		市民活動サポートセンター運営事業	市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援する。	○							○
	人権・男女共同参画課	30	基本	人権施策推進会議	人権に関する市の取り組みを外部委員に評価してもらい、市政に反映させる。								○
		31	基本	人権擁護事業（人権研修）	人権に関する講演会を開催し、人権意識を高める啓発を行う。				○				
		32		人権擁護事業（街頭啓発）	人権啓発活動や人権擁護委員の周知等のためグッズなどを配布する街頭啓発を実施する。				○				
		33		人権擁護事業（人権相談）	人権擁護委員会が市民相談室のほか市内各所へ出向いて出張相談を開催する。	○							
		34		人権擁護事業（生活支援事業）	団体関係者への生活相談支援事業を行う。	○							
		35		人権擁護事業（地域改善対策事業 貸付金相談）	職員が貸付金の滞納相談を受けた際に、相談内容によっては健康部や福祉部を案内する。	○							
36		基本	人権擁護事業（性的マイノリティ相談事業）	自分の性に違和感のある人等を対象とした相談を受ける。	○								
37		基本	人権擁護事業（性的マイノリティ啓発リーフレットの作成配布）	性的マイノリティとされる方々への、差別や偏見をなくす取り組みを進めるため、基礎知識や相談窓口等を紹介した啓発リーフレットを作成し配布する。				○					

第6章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別						
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり
市民部	人権・男女共同参画課	38	基本	人権擁護事業 (性的マイノリティ研修)	性的マイノリティとされる方々の人権への理解を深めるため、基礎知識や、学校現場等での対応についての研修会を学校や医療機関などで開催する。				○	○		
		39	基本	人権擁護事業 (性的マイノリティパネル展示)	性的マイノリティについての正しい知識と情報の普及や理解促進のため、性的マイノリティについて紹介するパネルを展示する。				○			
		40	基本	人権擁護事業 (性的マイノリティ意見交換会)	性的マイノリティ当事者と市職員による意見交換会を開催し、日ごろ感じていることや、市の取り組みへの要望などについて意見交換をする。							○
		41		男女共同参画推進事業 (「女性のための相談室」の運営)	人間関係や生活上の悩みなど女性が日頃から抱える諸問題に対し、女性が自ら悩みを解決し、主体的な生き方ができるよう、デュオよこすか「女性のための相談室」にて相談を行う。	○						
		42		男女共同参画推進事業 (講座等の開催)	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進、男性の男女共同参画などをテーマとした講座等を開催し、より多くの方々を対象に男女共同参画についての理解を深めるための意識啓発や情報提供を行う。				○			
		43		男女共同参画推進事業 (男女共同参画広報紙(NEW WAVE)の発行)	男女共同参画広報紙(NEW WAVE)を発行し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍への市の取り組みなどについて、広く市民、事業者等に情報提供・意識啓発を行う。				○			
		44		男女共同参画推進事業 (デュオよこすかの運営)	男女共同参画推進のための拠点施設として、男女共同参画に関する図書や資料の収集・配布、ミーティングルーム利用、登録団体に対するロッカー貸し出しなどを業務とし、デュオよこすかの運営を行う。							○
	窓口サービス課	45		障害基礎年金相談・請求受付事務	病気やケガ等により障害が残ったときや、先天的傷病により日常生活が困難な状況にある者に対して、障害基礎年金申請の案内、必要な助言を行い、受け付ける。	○	○					
		46		国民年金保険料免除申請受付事務	国民年金保険料の納付が困難な者に対して、免除制度の案内を行い申請を受け付ける。	○	○					
		47		自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務	自衛官及び自衛官候補生の募集に係る広報活動を行う。				○			○
行政センター・地域コミュニティ支援課	48		地域コミュニティ業務	町内会等の地域活動団体に対する支援を行う。							○	
	49		コミュニティセンター運営管理事業	講座の開催や施設の貸館などを行う。				○			○	

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別								
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり		
市民部	消費生活センター	50		消費生活相談事業	多重債務が原因と思われるものについては、弁護士会の債務整理相談や公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会のカウンセリング窓口等を紹介するなどして、解決につながる助言を行う。	○								
		51		消費者啓発育成事業	悪質商法被害未然防止講座やくらしの移動教室などの出前講座で、悪質商法の手口と対処法やクレジットカードを利用する際の注意点などを啓発し、過剰な債務を抱えないよう注意喚起を行う。				○					
福祉部	福祉総務課	52		ごみ屋敷対策事業	ごみ屋敷の解消に向けた調査、居住者に対する福祉的支援、ごみ屋敷解消のための措置を行う。	○		○					○	
	障害福祉課	53		相談支援事業(成年後見人等の市長申立て)	成年後見人等が障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにする。	○	○							
		54		障害者相談サポートセンター(指定相談支援事業者への業務委託)	障害者の社会復帰、自立、社会参加等の促進を図り、日常生活の支援、相談対応、地域交流活動等のサービスを提供する。また、障害者等の身近な地域における相談支援の充実を図る。	○		○						
		55		障害福祉相談員設置事業	身体・知的に障害のある者の更生援護に関し、本人、またはその保護者等からの相談に応じ、必要な援助・助言を行う。	○								
		56		障害者生きがい事業(障害児者健康づくり事業)	社会参加の機会が得がたい重度障害児者がスポーツやレクリエーション等の活動を通じ、集団能力の開発と健康維持・増進を図る。									○
		57		障害者生きがい事業(在宅障害者生きがい対策事業)	就労が困難な在宅障害者が通所して創作的活動を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高める。			○						
		58		更生医療扶助	更生医療に対する健康保険などによる本人負担分を給付する。	○	○							
		59		日常生活用具給付等事業	障害者、障害児に対し、日常生活用具を給付する。	○	○							
		60		福祉手当等給付事業	重度障害者等福祉手当の支給により、障害者の福祉増進を図る。	○	○							
		61		障害者等社会参加支援事業	タクシー料金及びガソリン給油費を助成し、重度障害者等の自立と社会参加の促進を図る。	○	○							
		62		障害者雇用促進事業	在宅の知的・精神障害者の雇用の促進と職業定着を図る。									○
		63		交通費扶助事業	障害者施設等への交通費を助成することにより、障害児の通所を促進する。	○	○							

第6章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
福祉部	障害福祉課	64		福祉手当等給付事業・事務費	手当等の支給により、障害者福祉増進を図るために必要な事務経費を障害者福祉増進に役立てる。	○	○						
		65		補装具給付扶助・市単独加算	身体障害者の身体の欠損や機能の損傷を補い、日常生活や職業活動を容易にするために、補装具の購入や修理に要する費用を支給する。	○	○						
		66		補装具給付扶助・補助対象事業	身体障害者の身体欠損や機能の損傷を補い、日常生活や就業活動を容易にするため、補装具の購入や修理に要する費用を支給する。	○	○						
		67		福祉手当等給付事業・国	福祉手当の支給により、障害者福祉増進を図る。	○	○						
		68		障害福祉サービス	障害の有無に関わらず安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、障害者の有する能力・適応に応じ自立した日常生活や社会生活ができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い障害者の福祉増進を図る。			○					○
		69		療養介護医療扶助	筋ジストロフィー等患者、18歳以上の重症心身障害者及び肢体不自由児通園施設の通園者に対して、病院等への長期の入院による療養と必要な訓練等を行い福祉の増進を図る。医療費部分のサービスについて、その費用を給付する。	○	○						
		70		在宅障害者衛生援護事業（紙おむつ支給扶助）	重度障害者へ紙おむつを支給することにより、障害者の保健衛生の向上を図る。	○	○						
		71		更生訓練扶助	就労移行支援事業等利用者に対して、その施設の訓練を効果的に受けられるようにし、また訓練を終了し、就職などにより自立することを促進し、就職支援金を支給する。	○	○						
		72		在宅障害者衛生援護事業（出張理容等扶助）	重度身体障害者の自宅へ、近所の理容師又は美容師が出張して理容・美容サービスを提供することにより、障害者の保健衛生の向上を図る。	○		○					
		73		コミュニケーション支援事業（窓口、ファックス、メール）	各種の援護事業を行うことにより、聴覚障害者の生活の向上や社会参加の促進をする。	○		○	○				○
74		在宅障害者衛生援護事業（寝具衛生扶助）	重度身体障害者の日常使用している寝具の丸洗いを指定業者に委託し、寝具の丸洗い費用を助成することにより、障害者の保健衛生の向上を図る。	○	○								

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別								
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり		
福祉部	障害福祉課	75		自動車改造等支援事業	障害者が自動車運転免許取得や自動車改造により、移動手段を確保し、自立と社会参加を促進するための費用に対し、費用の一部を助成する。	○	○							
		76		外国籍市民等福祉給付金支給助成事業	昭和61年3月31日以前に日本に居住し、福祉給付金の申請時点で本市に1年以上外国人登録か住民登録している者で、国籍要件で国民年金に加入できなかったために、国民年金などの公的年金を受給していない心身障害者に手当を助成する。	○	○							
		77		重度障害者医療扶助事業	心身障害者の身体能力を向上させ、日常生活をより容易にするための医療費を助成する。	○	○							
		78		重症心身障害児童短期入所事業 空床補助ほか	介護者の急病等の緊急時に、知的障害者に確実に短期入所サービスを提供できる体制整備をする。また、在宅の重症心身障害者が短期入所を利用できる体制を整備し、障害者に対する福祉の増進を図る。	○		○					○	
		79		住宅設備改良扶助	住宅設備の改良し、在宅重度障害者が日常生活を送るうえで、安全で快適な生活を送れるようにするための福祉の向上を図る。	○	○							
		80		身体障害者手帳交付事業	身体障害者手帳申請書の受理、診断書の審査部会への諮問、等級の認定及び手帳の交付をする。	○		○						
		81		視覚障害者情報提供事業	視覚障害者に対する情報提供施設として、ボランティアにより、点字及び録音図書を作成し、閲覧又は貸出をして視覚障害者の文化・教養の向上と福祉の増進を図る。				○				○	
		82		夏休み等デイサービス事業	学校の夏休み等長期休暇期間中に養護学校等の生徒(中・高校生)を中心にデイサービスを行う。(平成31年度末事業終了)					○				
		83		移動等日中支援事業(日中一時支援)	障害児者の日中活動の場を確保し、障害児者を一時的に見守る等の支援を行い、就労支援及び介助者の一時的な休息を図る。	○		○						
		84		コミュニケーション支援事業	聴覚等の障害のため意思疎通に支障がある障害者に、手話通訳等(障害福祉課への手話通訳者の設置、派遣及び養成講習会)により意思疎通の円滑化を図る。	○		○						
		85		障害者情報バリアフリー事業(点字版広報紙等発行事業)	障害者に対する情報バリアフリー化等に関する各種事業を実施し、障害者のコミュニケーションの円滑化や社会参加の促進を図る。				○				○	
86		移動等日中支援事業(移動支援)	障害児者に対する余暇外出、通学、通所、団体行事への参加等の付き添いを行う。	○		○								

第6章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別						
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり
福祉部	障害福祉課	87		障害者虐待防止事業	障害者が地域で安心して生活が送れるよう、障害者の権利擁護の観点から地域、関係機関との支援体制を構築し、養護者、障害者福祉施設及び使用者による障害者虐待の防止、早期発見、早期対応を図る。	○			○		○	○
		88		肢体不自由児者訓練会	地域の在宅障害者に対して機能訓練を実施することにより、その自立と社会参加の促進を図る。	○		○				
		89		巡回入浴サービス事業	家庭に移動入浴車を派遣し、入浴困難な障害者が入浴できるよう、入浴の機会を提供し、障害者の衛生的・健康的生活を維持することに努める。	○		○				
生活福祉課		90	重点	行旅病人等医療援護事業	ホームレスの健康面、衛生面、就労等の相談を受け、食糧の提供や居場所と食の支援を行い、自立助長を促す。	○	○					
		91		行旅病人等医療援護事業	緊急に医療を要する行旅病人に対して、医療援護を行い救護する。また、死亡人の取扱いを行う。	○	○					
		92	重点	生活保護実施事業	被保護者等に対して就労支援を行い、自立に向けた援助を行い、被保護者等の自立助長を促す。	○						
		93	重点	生活保護実施事業	司法書士やファイナンシャルプランナーによる生活再建支援を行い、被保護者等の自立助長を促す。	○						
		94	重点	生活保護実施事業	被保護世帯の児童生徒に対して学習支援を行い、高校進学等に向けた援助をすることで、本人や世帯の自立を促す。	○		○				
		95	基本	生活困窮者自立支援相談事業	経済的な問題での生活の困り事について相談を受け付け、解決に向けた助言等を行い、社会的なセーフティネットとしての役割を果たす。	○						
		96	重点	生活困窮世帯学習支援事業	生活困窮世帯の児童生徒に対して学習支援を行い、高校進学等に向けた援助を行い、本人や世帯の自立を促す。	○		○				
		97		住宅手当緊急特別措置事業	65歳未満、離職後2年以内の離職者で、就労能力及び意欲がある者のうち、住宅を喪失し、賃貸住宅に居住しているが、喪失するおそれのある者に対し、住宅支援給付を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	○	○					
		98	重点	生活保護費支給事業	最低生活を保障するために、金銭給付、現物給付を行う。	○	○					
		99	重点	生活困窮者自立支援相談事業(就労準備支援事業)	ひきこもりの方に対して、就労体験を通じて社会参加につなげて、就労の準備を行い家庭内から社会への参加をすることにより、本人の自立を促す。	○		○				

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
福祉部	生活福祉課	100	基重	生活困窮者自立支援相談事業(ホームレス相談事業)	NPO法人に委託。市内を巡回し、ホームレスの実態調査を行い、食糧の提供や居場所と食の支援を行う。	○	○						
	高齢福祉課	101		訪問指導事業	保健師、理学療法士、管理栄養士、言語聴覚士等を家庭に訪問させ、健康に関する問題点を把握し、心身機能の低下の防止と健康の維持増進を図る。	○							
		102		地域包括支援センター運営事業	要支援者等に対するケアマネジメントと地域で暮らす高齢者や家族に対する総合的支援を行う地域包括支援センターを運営する。	○		○					○
		103	重点	高齢者虐待防止事業	高齢者への虐待を防止するため、虐待防止に関する啓発を行うとともに、関係機関と連携しながら虐待を早期に発見し、高齢者及び介護者への支援を行う。	○			○	○	○	○	○
		104	重点	認知症高齢者相談事業	認知症高齢者及び若年性認知症の人の増加に伴い、早期相談と対応により、本人及び家族へ有効なサービスの提供を行う。また、認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域における支援体制の構築を図る。	○			○	○	○	○	○
		105		よこすか市民後見人等運営事業	成年後見制度の利用促進を図るとともに、成年後見制度の社会的需要に対応し、よこすか市民後見人の養成及び活用を行い、かつ市民後見人が安全、適切に活動できるよう管理、支援をする。制度に関する十分な知識を有する専任職員を配置し、養成した市民後見人を活用する。	○			○	○			○
		106	重点	地域リハビリテーション活動支援事業(高齢者訪問指導)	高齢者及び家族介護者の状況に応じて、保健師、理学療法士、管理栄養士等の訪問指導員が、保健、福祉、医療関係者と密接な連携を図りながら生活機能低下の防止に関する指導をし、健康の保持増進を図る。	○							
		107		養護老人ホーム短期宿泊事業	養護老人ホームでの短期間の宿泊による日常生活上の指導、支援を行うことで、要介護状態の進行を予防する。	○		○					
		108		ねたきり高齢者出張理容等サービス事業	要介護3以上で在宅の高齢者に対し、出張理容等サービスを提供することにより、高齢者の日常生活の衛生面と生活面の向上を図る。	○	○						
		109		シニアリフレッシュ事業	市内に居住する高齢者に対し、あん摩等の施術費の一部を助成し、身体機能の回復、低下の防止、健康の保持等高齢者福祉を充実させ、要介護状態への移行を防止する。	○	○						
110		ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	在宅のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯が安全で安心な生活を送れるよう支援するため、家庭の固定電話に接続する緊急通報システムを貸与する。	○	○								

第6章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
福祉部	高齢福祉課	111		ねたきり高齢者等寝具丸洗いサービス事業	要介護3以上及び要介護1・2で医師の証明によりおむつを必要とする在宅の高齢者に対し、寝具丸洗いのサービスを提供し、高齢者の日常生活の衛生面の向上と介護者の身体的・経済的な負担の軽減を図る。	○	○						
		112		高齢者紙おむつ支給事業	要介護3以上及び要介護1・2で医師の証明によりおむつを必要とする在宅の高齢者に対し、紙おむつを支給し、高齢者の在宅生活の維持・向上を図り、介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	○	○						
		113		家族介護慰労金支給事業	要介護4・5と認定された市民税非課税世帯の高齢者で、過去1年間介護サービスを利用しなかったものを介護する介護者に給付金を支給し、経済的な負担軽減を図る。	○	○						
		114		老人クラブ対策事業	老人クラブの助成及びその活動に対する指導を行い、高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにする。		○		○			○	
		115		ひとり暮らし高齢者入浴料助成事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者に、地域交流や孤独感の解消等を目的として、市内の公衆浴場で利用できる入浴券を交付する。	○	○					○	
		116		成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者で、身寄りがいないなど親族や当事者による申立てが期待できない場合、市長による家庭裁判所への後見等開始の申立てを行う。また、被後見人等の資力がなく、後見人等の報酬を負担することができない者に対して、その報酬等の全部または一部を助成する。	○	○						
		117		シニアパス事業	元気な高齢者の外出活動を支援し、生きがい向上、介護予防などの効果を期待し、長寿を楽しめる街づくりとする。	○	○						
		118		生きがい対策事業(高齢者の健康のつどい)	高齢者の健康維持、増進、地域間交流を図る。								○
		119		生きがい対策事業(高齢者生きがいの家運営補助業務)	高齢者の自主的な活動を支援し、生きがいと社会参加の促進を図る。		○						○
		120		老人福祉センター・憩いの家運営事業	60歳以上の高齢者が健康で明るい生活を過ごすために、老人福祉センター、憩いの家を管理・運営し、各種レクリエーションの場の提供や、教養の向上を目的とした生きがい講座の開催等を行う。	○		○	○			○	

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
福祉部	高齢福祉課	121		シルバーハウジング生活援助員派遣事業	高齢者世話付住宅を対象に日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時対応等を行う生活援助員を派遣する。関係機関や団体等による支援体制を構築するなど、地域の実情に応じた高齢者の安心な住まいを確保する。	○		○					
		122	重点	介護予防普及啓発事業	高齢者が積極的に活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指し、講演会や入門的な教室を開催して、介護予防に関する知識の普及及び啓発を行う。				○			○	
		123	重点	地域介護予防活動支援事業	介護予防に資する地域活動組織等に対し、要介護状態とならない介護予防、身体機能の維持向上のための介護予防の知識の普及・啓発を図り、活動を支援する。また、ボランティアの養成・フォローアップを行う。				○	○		○	
		124		認知症サポーター養成事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。					○		○	
	介護保険課	125		介護保険サービスの苦情窓口	事業者のサービス提供内容や方法、苦情内容について事業者への指導を行い、利用者が不利益を受けないようにする。	○							
		126		介護保険サービス利用者支援等事業 (障害者ヘルパー利用者支援事業)	低所得の障害者で、介護保険制度の適用を受けなくなった者について、利用者負担の軽減措置を講じ、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図る。	○	○						
		127		特定入所者介護サービス等費	市民税非課税世帯などの低所得者について、介護保険施設への入所・短期入所利用を行う際の居住費や食費負担を軽減し、サービス利用が継続できるようにする。	○	○						
		128		特別給付費	谷戸、高台等の本市特有の事情により必要なサービスについて、介護保険法第62条の規定による市町村特別給付として保険給付を行う。		○						
		129		高額介護サービス等費	介護保険の被保険者の介護サービスに係る利用者負担が著しく高額とならないよう、負担の軽減を行い、サービス利用が困難とならないようにする。	○	○						
		130		社会福祉法人等利用者負担額軽減措置費補助	低所得で特に生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、利用者負担等の軽減を行った場合、当該法人に対して助成措置を行い、低所得者の負担の軽減を図り、サービス利用が困難とならないようにする。		○						○

第6章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別								
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり		
福祉部	介護保険課	131		介護保険サービス利用者支援等事業 (特別給付利用者支援分)	生活保護受給者が介護保険を利用する際、市町村特別給付は、介護扶助の対象とならない為、助成を行い、サービス利用が困難とならないよう在宅生活の維持を図る。		○							
		132		住宅改修支援事業	介護保険におけるケアマネジャー及び地域包括支援センター担当職員の業務のうち、介護報酬で対応できない部分について、費用の負担し、被保険者が住宅改修費の支給申請を行うために必要な書類が作成されるよう支援する。	○	○							
		133		介護サービス等諸費	介護保険被保険者に対し、サービス利用に係る介護サービス費・地域密着型介護サービス費・施設介護サービス費等を支給する。		○							
		134		介護予防サービス等諸費	介護保険被保険者に対する介護予防サービス費・地域密着型介護予防サービス費等を支給する。		○							
	健康保険課	135		特定健康診査事業	40歳から74歳までの被保険者に対する内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病の予防に重点を置いた特定健康診査を実施する。対象者には、毎年5月に特定健康診査受診券を送付し、希望者は翌年2月末日までに委託医療機関又は保健所健診センターで受診する。	○	○							
健康部	健康総務課	136		中央斎場運営管理事業	冊子「よこすか心のホットライン」や全国自死遺族総合支援センターのリーフレット等の配架をする。				○					
	地域医療推進課	137	重点	在宅医療・介護連携推進事業(医療関係者と福祉関係者の連携強化や在宅療養の市民周知)	在宅での療養を望む市民やその家族が安心して生活を送ることができるよう、医療関係者と福祉関係者の連携強化や在宅療養についての市民啓発等を行う。				○	○	○			
		138		地域医療推進事業(救急医療センターの管理運営)	救急医療センターの管理運営を行う。								○	
	地域医療推進課 市立病院担当	139		病院事業(市立病院の管理運営)	市立病院(うわまち病院、市民病院)の管理運営を行う。								○	
	保健所健康づくり課	140		市民健診事業	市民の健康のため、健康診査等を実施する。また、健診案内チラシの配架、女性医師、保健師等による女性特有の身体症状の相談、啓発ポスターの掲示等を行う。	○		○	○					
141			がん対策推進事業	市民の健康のため、各種がん検診等を実施する。また、総合的ながん対策を市民とともに推進することを目指す。			○	○						

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別								
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり		
健康部	保健所健康づくり課	142	基 重	精神保健対策事業 (精神保健福祉相談)	こころの健康、精神疾患、自殺関連等の相談を受ける。生活困窮者自立支援事業担当課、医師会等、関係機関と連携する。	○								
		143	基 重	精神保健対策事業 (ひきこもり支援)	ひきこもり相談、ひきこもりの当事者が出会いや情報交換などの居場所づくり「ひだまりん」の開催、ひきこもり家族の分かち合い場「すずらん」を開催、ひきこもりの講演会・研修会を開催する。	○		○	○				○	
		144	基 重	精神保健対策事業 (包括相談)	希死念慮があり、複数の悩みを抱えた人に対して、司法書士会など複数の相談支援機関と連携して包括相談会の開催や、複数で本人の自宅などに訪問する包括相談を実施する。	○								
		145	基 重	精神保健対策事業 (よこすか心のホットライン作成・配布)	多くの人が適切な相談機関で相談を受けられるように、複数の相談機関を掲載した冊子(外国語版を含む)を作成し、大学や医療機関等へ配布する。					○				
		146	基 重	精神保健対策事業 (こころの健康づくり教室)	市民、援助者、事業主、労働者等に、こころの健康等に対する正しい知識と情報の普及を図る研修を開催する。					○	○			
		147	基 重	精神保健対策事業 (ゲートキーパー養成研修)	周囲の人のちょっとした変化に気づき、受け止める役割を担い、支え手となる市民や市の職員に対しゲートキーパー養成研修を開催する。						○			
		148	基 重	精神保健対策事業 (自殺未遂者対策検討会)	自殺未遂者の再企図による自殺既遂を防止するため、関係機関および関係者が実態を共有し、効果的な対策を検討する。								○	
		149	基 重	精神保健対策事業 (ハイリスク者支援連携会議)	自殺のリスクが高いといわれる方の、自殺を防止するため、関係機関および関係者が連携して会議を開催し、円滑な支援の提供等対策を講じる。								○	○
		150	基 重	精神保健対策事業 (自殺対策研修)	自殺に至る過程や自殺対策に対する正しい知識と情報の普及や、支援者の心のケアのための研修を開催する。					○	○			
		151	基 重	精神保健対策事業 (性的マイノリティ分かち合いの会)	10代、20代の自分の性に違和感のある人が自分の性について理解を深め、自己肯定感を持てるよう、自由に語れる場、情報交換を行う場を設ける。	○								○
		152	基 本	精神保健対策事業 (こころの電話相談)	NPO法人に委託して、悩みなどを抱えた市民の電話相談を受ける。また、電話を受ける市民ボランティアを養成する。	○							○	

第6章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
健康部	保健所健康づくり課	153	基本	精神保健対策事業 (自死遺族相談)	自死遺族等が、辛い気持ちを安心して話し今後の生活等について相談できる場を設け、同じ境遇の人同士が安心して語れる場「自死遺族分ち合いの会」を実施する。	○			○				○
		154	基本	精神保健対策事業 (自殺予防街頭キャンペーン)	自殺対策活動やゲートキーパーの周知等のための啓発活動や、啓発のためのグッズなどを配布する街頭キャンペーンを実施する。				○				
		155	基本	精神保健対策事業 (自殺対策推進本部等)	市長をトップとした庁内横断的な自殺対策推進本部において、自殺対策を推進し、自殺対策計画の進行管理を行う。下部組織として自殺対策推進課長会議を設置する。							○	
		156	基本	精神保健対策事業 (自殺対策推進協議会)	現状の自殺対策の課題および自殺対策の情報を共有し対策を講じるとともに、自殺対策計画の進行管理を行う。							○	○
		157	基本	精神保健対策事業 (ゲートキーパー登録制度)	ゲートキーパーとして登録をしてもらい、その活動をサポートし、研修や街頭キャンペーンのボランティアの機会を提供する。					○			○
		158	基本	精神保健対策事業 (自殺対策シンボルマークの啓発)	本市の自殺対策を啓発するため、シンボルマーク「カタバミ」とその意味を周知する。				○				
		159	基本	精神保健対策事業 (精神障害者家族相談会)	精神障害者の家族に、相互理解や思いの共感、対処方法を学ぶ場「精神障害者家族相談会」を提供する。	○							○
		160	重点	精神保健対策事業 (自殺未遂者支援)	市内2病院に自損行為により救急搬送された者のうち保健所の支援に同意してくれた方について、関係機関と連携し、本人やその家族に面接、訪問、受診同行などの支援をする。	○				○			
		161	重点	精神保健対策事業 (自殺に関する統計分析)	本市の自殺や自殺未遂の特徴を明らかにするため、国の自殺者の統計、本市独自の自殺未遂者の統計やその他の統計等を分析する。								○
		162		精神保健対策事業 (精神科医師相談・訪問)	精神科嘱託医による相談または訪問により、医学的指導や受診の必要性を助言する。	○							
		163		精神保健対策事業 (グループホーム体験利用)	介護者の社会的理由及び精神障害者の自立生活体験のため、短期入所先として委託先のグループホームを提供する。	○		○					

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
健康部	保健所健康づくり課	164		精神保健対策事業 (精神保健福祉連絡協議会)	精神障害者に係る医療・保健・福祉・介護等の関係者が地域包括ケアシステム構築のため顔の見える関係作りをする。						○	○	
		165		精神保健対策事業 (精神障害者集団生活指導教室)	在宅の精神障害者に、対人関係や社会活動の回復を図るためのレクリエーションやグループワーク活動など行う居場所づくりの場を設ける。	○		○				○	
		166		精神保健対策事業 (団体支援)	断酒会や精神障害者家族会をはじめとする自助グループ等に対し補助や場所の提供、チャリ配架などの援助をする。				○				○
		167		精神保健対策事業 (成年後見制度利用支援)	精神障害者の権利擁護のために成年後見の申し立ての支援や費用の援助等をする。	○	○						
保健所健康づくり課生涯現役推進担当		168		健康相談事業	健康相談(一般健康相談、健康増進センターとの連携相談)を行う。	○							
		169		健康づくり推進事業	横須賀市健康増進計画(第3次)、横須賀市食育推進計画(第2次)、習慣的に運動する人を増やすための取り組みを実施する。				○		○	○	
		170		健康づくり推進事業 (健康フェアin横須賀)	健康状態をチェックできる測定会など、健康づくりや生活習慣の見直しのきっかけとなる健康フェアを開催する。				○			○	
		171		健康食生活推進事業	栄養、食生活に関する環境づくりと食育推進活動を実施する。				○	○			
		172		健康教育事業	集団健康教育・個別健康教育・普及啓発を図る。	○			○				
保健所健康づくり課疾病予防担当		173		エイズ対策事業	後天性免疫不全症候群(エイズ)に関する正しい知識の普及・啓発、相談・検査等を実施し、エイズの感染防止並びにその対策を図る。	○			○				
		174		指定難病医療費助成	指定難病医療費助成制度に係る相談や申請等の受付を行う。	○	○						
		175		指定難病患者団体等補助	難病患者団体等の運営や事業に補助金を交付する。							○	
		176		感染症対策事業	感染症の予防及び蔓延の防止を図るため、B・C型肝炎、風しん検査等を実施し、公衆衛生の向上と市民の健康に寄与する。	○	○		○				

第6章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
健康部	保健所健康づくり課 疾病予防担当	177		指定難病患者等グループ育成事業	指定難病患者等及びその家族の交流及び患者の生活の質の向上を図るため、講演会・交流会を開催する。				○				○
		178		難病患者地域支援事業	医療相談会・訪問相談事業・難病対策地域協議会を実施する。	○					○	○	
		179		指定難病患者支援ネットワーク事業	在宅指定難病患者の支援者を対象とした講演会や研修会、ケース検討会を開催する。					○	○	○	
	保健所生活衛生課	180		食品衛生事業	食の安全を確保し、市民への食品衛生知識の普及啓発を促進し、営業者の自主管理体制の充実を図る。食品等の苦情・相談に対応する。	○							
		181		狂犬病予防・動物愛護管理事業	狂犬病の発生を予防するため、犬の登録と予防注射の接種を推進する。犬・猫等に関する苦情・相談に対応する。	○							
		182		環境衛生事業（生活環境に関する事業）	環境関係水質検査等の行政検査、環境関係事業者等に対する講習会を行い、環境営業施設に対する苦情・相談に対応する。また市民へ環境衛生の知識の普及啓発を促進する。	○			○				
		183		環境衛生事業（スズメバチ駆除費補助事業）	衛生害虫等の発生を防除し、そ族昆虫等の苦情・相談に対応する。またスズメバチの駆除に係る費用の一部を補助することにより、安全で快適な市民生活を確保する。		○						
		184		動物愛護管理事業（飼猫の不妊手術の助成）	適正な飼育環境の維持、飼猫の不妊手術料の一部助成により殺処分等になる猫の削減をする。		○						
		185		動物愛護管理事業（地域猫活動等啓発推進事業）	適正な飼育環境の維持や野良猫のみだりな繁殖を防ぐために「地域猫活動」の普及啓発活動を促進する。								○
		こども育成部	こども育成総務課	186		ジュニアリーダー養成事務	地域の子ども会活動等を盛り上げるためにゲームや野外活動等を教え、遊び相手もおこなう青少年ボランティアのジュニアリーダーを養成する。					○	
	187				青少年育成活動支援事務	青少年育成推進員による青少年の健全育成・非行防止活動を支援し、地域における活動を促進する。							○
	188				青少年関係団体活動支援事務	青少年関係団体が子どもや青少年の健全育成のためにさまざまな活動を行えるよう、支援する。							○
	189				青少年の家運営事業	青少年が安心して過ごせるよう、青少年の家の運営を行う。							○

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
こども青少年育成部	こども青少年支援課	190	重点	療育相談センター事業	発達の遅れや障害のある概ね18歳までのお子さんを対象に、相談・診療・各種教室の実施・通園支援を行う。	○		○	○				
		191	重点	子育て支援ヘルパー派遣事業	産前産後の家庭に子育て支援ヘルパーを派遣し、家事や育児の負担を軽減し、安定した子育てライフがスタートできるように援助する。	○		○					
		192		育児支援家庭訪問事業	養育支援が必要な家庭に対し、一般の子育て支援対策等を利用できる段階に至るまでの間、個別の状況に応じた訪問支援を実施する。	○							
		193	重点	児童家庭相談事業	児童が健全に育成され、安心して生活ができるよう本人や保護者などからの相談に応じる。また、児童虐待の防止のため24時間体制の電話相談「子育てホットライン」を実施する。	○							
		194		子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を、児童養護施設に入所させ必要な保護を行う。	○							
		195		ドメスティック・バイオレンス等対策事業	ドメスティック・バイオレンス被害者の支援、防止対策及びストーカー被害者の支援、居所のない女性の支援のための事業を実施する。	○			○				
		196	重点	こども青少年相談事業	生活するうえでの様々な悩みや問題を抱えた4歳～20歳までの子どもとその保護者を対象に、相談員(臨床心理士)が面接、電話等により相談支援を行う。	○							
		197	重点	発達・障害相談事業	発達の遅れの心配や障害のあるお子さんの子育て相談を受け、内容や状況に応じた適切な関係機関の案内や、保護者が本市の支援について調べる時の参考となるよう、療育すこやかガイドブックの作成を行う。また、当事者家族の理解を深め、地域支援力を高めるため地域啓発講演会を実施する。	○			○				○
		198	重点	非行防止事業	巡回指導員による巡回指導や青少年健全育成協力店による子どもへの声かけ等実施し、青少年の非行防止及び健全育成を図る。								○
		199		母子・助産施設入所事務費	生活上の諸問題のため、支援が必要な母子を母子生活支援施設へ、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産が受けられない妊産婦を助産施設へ入所させ保護を行う。	○	○						
200	重点	要保護児童対策地域協議会運営事業	虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等を早期発見し、適切な支援を図るため、関係機関が連携して支援を行う「要保護児童対策地域協議会」を設置運営する。								○	○	

第6章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別						
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり
こども育成部	こども青少年給付課	201		母子・父子自立支援員による相談事業	母子・父子自立支援員が、ひとり親の方や離婚についてお悩みの方の、生活や子どものことなど、さまざまな相談に応じる。	○						
		202		母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の福祉的な向上や児童の入学・修学などを目的とした資金を貸し付ける。	○	○					
		203		児童扶養手当給付事業	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)を養育するひとり親家庭の父母または養育者に、手当を支給する。	○	○					
		204		児童手当支給事業	15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育する父または母に、手当を支給する。	○	○					
		205		育成医療給付事業	身体に障害を持つ児童(18歳未満)が、生活能力の回復のため、障害を軽減、除去する手術・治療を受けるとき、一定の自己負担によりその医療費を給付する。		○					
		206		養育医療給付事業	体重2,000g以下または未熟児状態で生まれた乳児が、通常時と同程度の身体機能を持つまでの入院医療の給付を行う。		○					
		207		ひとり親等医療費助成事業	満18歳の年度末までにある児童を養育しているひとり親家庭などを対象に、健康保険法に規定された医療費の患者負担分を助成する。		○					
		208		小児医療費助成事業	こども達の健全な育成の支援策の一環として、中学校3年生までの医療費のうち、医療保険の自己負担分を助成する。		○					
		209		小児慢性特定疾病給付事業	特定の疾病に罹患した児童等に早期に適正な医療費助成を行い、健全な育成を図る。	○	○					
こども健康課		210	重点	訪問指導事業	虐待予防の観点から保健指導が必要な世帯を保健師等が訪問し、予防や早期発見に努め、よりよい子育てが行えるようにする。また、健康診査等で発見された発達障害の疑い等のある子どもの世帯を保健師等が訪問し、対象児が円滑な社会生活を送れるよう相談等、継続的な支援を行う。	○						
		211	重点	妊産婦健康診査事業	妊婦健康診査は、医療機関に委託し、妊娠中の母体管理を行い、16回分の費用助成を行う。産婦健康診査は、医療機関に委託し、産後の母体管理を行い、2回分の費用助成を行う。	○	○					
		212	重点	周産期支援事業	各種支援教室を実施する。(妊産婦おしゃべりサロン、出張型妊産婦おしゃべりサロン、対象別妊産婦おしゃべりサロン、プレママ・プレパパ教室、プレママ・プレパパ栄養教室、楽しいマタニティクッキング、母乳相談)あわせて、母子健康手帳の交付を行う。	○			○			○

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
こども育成部	こども健康課	213		母子健康教育指導事業	フォローアップ教室、離乳食・食育教室、育児相談会、育はぐ教室、ツイズ教室、小児救急医療講演会の実施を行う。	○			○				○
		214	重点	妊娠・出産包括支援事業	利用者支援事業、産後ケア事業を実施する。	○		○					
		215		母子健康診査事業	乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査は直営で行う。乳児健康診査時メンタルヘルス(うつ)チェックを行う。10か月児健康診査、3歳児視聴覚検査は、医療機関委託で行う。	○							
		216	重点	女性健康支援相談事業	女性の各ライフステージに応じた相談(周産期メンタルヘルス相談、にんしんSOS相談等)や特定妊婦等の支援を行う。	○							
		217		親子支援相談事業	心理相談員、精神科医による心理相談、メンタルヘルス相談、スタッフケアを行う。	○							○
		218	重点	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児およびその保護者の全戸訪問の実施。住民基本台帳と連動したデータベースシステムによる親子支援のための情報管理等を行う。	○							
	保育運営課	219		保育の実施(公立保育園・家庭的保育)	公立保育園・家庭的保育による保育・育児相談の実施をおこなう。また、保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談を行う。	○		○					○
		220		地域子育て支援拠点の運営	子育てサポートひろば事業や子育てアドバイザーによる子育て相談、子育て応援講座(参加型子育て講座)を毎月1回開催する。	○			○				○
		221		子育て広場事業	乳幼児のいる保護者同士の交流や情報交換や子育てに係る相談の場の設置をする。	○			○				○
		222		ファミリー・サポート・センターの運営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化を行う。				○	○			○
教育・保育支援課	223		相談・利用調整非常勤職員配置	保育を必要としている世帯の相談に応じ、利用調整を行っている。	○								
	224		保育料の無償化	平成30年度から年収約360万円未満相当額の世帯について、保育料の無償化を実施している。		○							
	225		私立幼稚園就園奨励費補助事業	幼稚園教育の振興と保護者の経済的負担の軽減を目的に、幼稚園在園児の保育料及び入園料の一部を減免する。			○						
	226		放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ等の運営者や利用者からの相談等に対応する。放課後児童支援員等の資質向上を目的とした研修を行う。	○					○			
	227		病児・病後児保育事業	市立うわまち病院内「病児・病後児保育センター」において病児・病後児保育を実施する。			○						

第6章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別								
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり		
こども育成部	こども施設課	228		社会的養護関係施設等への指導監督	社会的養護関係施設、保育所、障害児施設等に対して、運営規程内に虐待防止、評価(第三者評価)、苦情処理等の規定を義務付けている。また、実地指導等を通じて、規定に基づく取組状況を確認し、利用者が安心して利用できる環境づくりを進めている。								○	
	児童相談所	229		児童相談所運営事業	児童の福祉に関するあらゆる相談を受けることで、必要な支援への接点になり得る。	○								
		230		メンタルフレンド派遣事業	ひきこもり等の児童に対して、子どもの兄または姉に相当する世代のメンタルフレンドを派遣することで、自殺リスクの軽減にもつながり得る。			○						
		231		一時保護所運営事業	被虐待児童を一時保護することで、児童等の自殺リスクの軽減にもつながり得る。									○
		232		虐待対応協力員の配置	虐待対応協力員を配置することで、被虐待児童への関与が増えるため、児童等の自殺リスクの軽減にもつながり得る。									○
		233		里親支援事業	里親による家庭的養育を推進することで、生きることへの包括的支援に繋がる。									○
		234		就労等支援事業	児童相談所で関わる児童の就職先や住居確保の支援を行うことで、生活の安定を図ることができる。									○
		235		在宅重症心身障害児療育指導事業	子どもの発達等に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。	○								
		236		児童養護施設学習支援事業	子どもに対する学習支援を通じて、児童養護施設の児童の情緒の安定などが図られる。			○						
環境政策部	自然環境共生課	237		里山的环境保全活用事業	市民、事業者、市の連携によって水田や雑木林などの手入れを継続的に行うことで、里山的な環境や風景を残し、人々が身近な自然とふれあう体験の場として活用する。								○	
		238		緑地保全対策事業	都市における緑地(樹林地、草地、水辺地、岩石地等で良好な自然環境を形成しているもの)を適正に保全する。									○
	環境管理課	239		大気・水質・騒音・悪臭対策等	工場及び事業場の大気、水質、騒音、悪臭、土壌等に係る監視及び規制指導や環境監視及び調査に関するを行う。	○							○	

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
資源循環部	資源循環推進課	240		減量化・資源化啓発事業	ごみトーク、こどもごみ教室の実施をする。ごみ問題学習会の開催やごみダイエット推進員活動及びごみ分別等の問い合わせ対応を行う。	○			○				○
		241		一般廃棄物排出指導事業	ごみの排出に関する苦情や相談を受け入れるとともに、問題の早期解決を図る。	○							○
		242		廃棄物処理手数料	廃棄物処理手数料を徴収する。	○	○						
経済部	経済企画課	243		雇用促進事業	求職活動を行う市民の就職率を高める。				○				○
		244		中小企業等金融対策事業	市内の6金融機関に資金を預託し、中小企業向け低利融資を実施する。								○
都市部	まちなみ景観課	245		住宅相談等事業	高齢者・障がい者の住まい探し相談会を開催する。	○		○	○				
	市営住宅課	246	重点	市営住宅管理事務	住宅困窮者に対しての住宅の提供及び市営住宅家賃の徴収を行う。	○	○						
港湾部	港湾総務課(ふ頭管理事務所)	247		港湾施設運営事業	横須賀港の公共ふ頭において、施設管理を目的とした巡回を実施し、夜間はゲートを施錠している。これらの対応により港湾施設から水域に身を投じる等のことが不可能であるため、自殺のリスク軽減となりうる。								○
経営部	上下水道局 経営料金課	248	重点	水道料金・下水道使用料の滞納対策業務	職員が、水道料金等の滞納者から支払相談を受け、相談の内容によっては福祉部等の所管課業務を説明するケースがある。停水予告通知書及び停水執行通知書に「生活福祉課への相談」を掲載している。	○							
技術部	上下水道局 給排水課	249		受益者負担金徴収業務	受益者負担金に係る滞納整理の推進、納税課債権回収担当等と連携し、滞納者に関する情報を把握する。定期的に電話や文書による督促や現地訪問を行う。	○							
消防局	救急課	250	重点	救急活動事業	救急現場において、自殺企図及び未遂の傷病者に対する接遇向上を図る。							○	
教育委員会事務局 教育総務部	生涯学習課	251		人権教育啓発事業	人権問題に関する正しい認識と理解を深め、広く人権意識の高揚を図るため、講演会や講座などの啓発活動を行う。				○				
	教職員課	252		教職員健康管理費	教職員の定期健康診断、ストレスチェック等を実施することにより、教職員の健康管理を行う。							○	
	中央図書館	253	基本	図書館自殺予防週間企画展	9月10日から1週間を「自殺予防週間」と定め、図書館ではこの間、ご自身に悩みがある方、少しでも関心がある方が、本を手にとり、少しでも心が軽くなるきっかけとなる図書を展示・貸出す。				○				

第6章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.71に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別						
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり
教育委員会事務局 学校教育部	教育指導課	254		学校人権教育指導事業	人権教育についての理解を深め、日常の中で実践を通して、教師の人権感覚の高揚を図る。					○		
	支援教育課	255	基重	相談員派遣事業	全中学校(23校)に「登校支援相談員」を配置し、校内に不登校生徒の居場所づくりを進め、学校の相談体制が進むよう援助する。全小学校(46校)に「ふれあい相談員」を配置し、学校の相談体制が進むよう援助する。	○						
		256	基重	相談教室運営事業	不登校の状況にある児童生徒が社会的自立に向けて歩み出せるように支援する。小集団の中での、個別や集団活動を通じて個々の状態に応じた支援を行うことで、自己肯定感を育み、他者との信頼関係を築き、社会参加への意欲を高めていくことを活動目標とする。	○						
		257	基重	いじめ対策事業	小学校、中学校(県費)、高等学校スクールカウンセラーを配置する。スクールソーシャルワーカーを配置する。児童生徒のSOSの出し方に関する教育を実施する。	○						
		258	基本	教育相談充実事業	来所、電話、メール相談があり、来所相談では以下の3つの援助を行う。(心理学の視点に基づいた支援、カウンセリングや心理教育、相談教室へのつなぎ)	○						
		259	重点	就学支援	特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人一人のニーズや障害及び発達状況に応じたきめ細かな相談を行う。	○						
		260		奨学金に関する事務	奨学金(高校生)の支給に関することを行う。		○					
		261		特別支援学級就学奨励費に関する事務	特別支援学級在籍者に対し、学用品費や給食費などを援助する。		○					
		262	基重	教育に関する調査研究・会議・研修や連絡会の開催等	いじめ・不登校対策等として、スクールカウンセラーの配置や相談員との連携強化を図るため、研修や連絡会の開催等を行う。				○	○	○	○
	支援教育課 保健体育課	263		就学援助費に関する事務	経済的理由(震災理由含む)により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費などを援助する。		○					

【自殺対策の種別の説明】

①相談

市民からの様々な相談（徴収や滞納も含む）に対し、適切な助言や窓口の紹介等を行うことにより、市民が一人で悩みを抱えることを防ぎ、生きる支援（自殺対策）につなげます。

②給付等

市民に対し、支給・助成・減免・軽減等を行うことにより、市民一人ひとりの生活の向上を図り、生きる支援（自殺対策）につなげます。

③サービス

市民に対し、サービス（援助・貸与等）を提供することにより、市民一人ひとりの生活の向上を図り、生きる支援（自殺対策）につなげます。

④啓発

市民に対し、生きる支援（自殺対策）に関する知識を含む、さまざまな情報を広く発信します。

⑤人材育成

市民や支援者に対し、研修等により地域を担う人材を育成し、生きる支援（自殺対策）につなげます。

⑥ネットワーク

会議等を通じ、顔が見える関係づくりを行うことにより、生きる支援（自殺対策）の輪をつくります。

⑦住みやすい街づくり

誰もが大切にされ、豊かでゆとりのある生活が送れるような、安心・安全な街づくりをします。